

真空包装機「YBM-170J」が

中小企業等経営強化税制優遇の認定を受けました

◎ 優遇内容

- (1) 税制優遇 法人税について、**即時償却または取得価格の 10%税額控除**
(※ 資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%)
- (2) 金融支援 政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証
債務保証等の資金調達に関する支援
- (3) 法的支援 業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、
事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置

◎ 税制優遇範囲

機械取得金額、運送費用、運送保険料、購入手数料、配管工事、電気工事費用等

(コンプレッサー購入、排出コンベア費用は所轄税務署に確認が必要)

- ◎ 申請時期 設備取得前に経営向上計画の認定を受ける
(設備取得後 60 日以内に経営向上計画認定も可)

- ◎ 優遇期間 **2023(令和 5)年 3 月 31 日まで**

★日本包装機械工業会からの認定

詳しくは、[中小企業等経営強化法に基づく支援処置活用の手引き](#)をご覧ください